

Title	国際訴訟競合の段階的規律の可能性：ブリュッセル (Ia) 規則における手続中止規定からの示唆
Sub Title	Die Möglichkeit einer abgestuften Regulierung bei internationalen Parallelverfahren : Anregungen aus den Aussetzungsbestimmungen der Brüssel (Ia) -Verordnung
Author	芳賀, 雅顯(Haga, Masaaki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2023
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.50 (2023. 3) ,p.[203]- 237
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	中村晶子教授・橋本博之教授・三木浩一教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20230331-0203

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際訴訟競合の段階的規律の可能性

——ブリュッセル（I a）規則における手続中止規定からの示唆——

芳 賀 雅 顯

- 1 本稿の目的
- 2 ブリュッセル（I a）規則 34 条制定までの経緯
 - (1) ブリュッセル条約
 - (2) ブリュッセル（I）規則
- 3 ブリュッセル（I a）規則における国際訴訟競合の規律構造
 - (1) ブリュッセル（I a）規則の内容
 - (2) 異なる構成国での訴訟
 - (3) 第三国での訴訟係属
 - (4) ブリュッセル（I a）規則 30 条に関するドイツの判例
 - (5) ブリュッセル（I a）規則における規律のまとめ
- 4 日本法への示唆
 - (1) 規律の対象と規制方法
 - (2) 規制方法を検討する際の考慮要素としての外国判決の承認予測可能性
 - (3) 裁量判断と考慮要素
- 5 むすびにかえて

1 本稿の目的

本稿は、いわゆる国際訴訟競合の問題を¹⁾、内外訴訟の同一性が認められる場合（以下では、同一訴訟と表記する）と内外訴訟の同一性は認められないが矛盾判断を回避するために規制の必要がある場合（以下では、関連訴訟と表記する）に分け、双方の段階的規律（同一訴訟に該当しない場合には、関連訴訟として規律する）を行うための視点を検討するものである。

1) 国際的訴訟競合、国際的二重起訴などの表現が用いられることがあるが、本稿では国際訴訟競合という表記を用いる。

国内事案における重複訴訟について、有力説は、「訴訟間の重複には、訴訟物の完全な重複からごく一部の争点や事実関係の重複にいたるまで無限ともいえるヴァリエーションがあることを考えれば、同条（引用者注：民事訴訟法 142 条）の射程をどのように画したにせよ、その射程外には依然として重複訴訟の広大な領域が広がっているといわざるをえ」ず、民事訴訟法 142 条は重複訴訟の中で画一的な処理になじみやすい典型的な類型について規定しているに過ぎないこと、また、重複訴訟の処理についても一律に後訴を却下する伝統的な立場に再考を促してきた²⁾。本稿は、この有力説が説く、重複訴訟（訴訟競合）の多様性を念頭に置いた規律方法の可能性に示唆を受けて³⁾、渉外的局面における訴訟競合の段階的規律を検討する前提として、「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する 2012 年 12 月 12 日の欧州議会及び理事会規則」⁴⁾（以下ではブリュッセル（I a）規則と表記する）における内国手続中止の制度を紹介し、そこでの同一訴訟・関連訴訟に関する規律の相違と考慮要素を検討するものである⁵⁾。本稿で、ブリュッセル（I a）規則を紹

2) 三木浩一『民事訴訟における手続運営の理論』（有斐閣・2013 年）266 頁以下（初出は、「重複訴訟論の再構築」法学研究 68 巻 12 号（1995 年）115 頁）。以下では、本書を引用する。

3) もっとも、渉外事案における重複訴訟（国際訴訟競合）は、国内事案の場合と事情を異にする面がある。すなわち、複数の国家間で訴訟事件の移送制度がないことから、とくに資力の乏しい当事者にとって内国訴訟の却下は司法的救済の許否を意味する場合がありうること、また、内外訴訟の弁論併合を行うことも困難であるといった事情である。このように、重複する訴訟を規律するに際して、国内事案と渉外事案とでは規律を支える制度には異なる面がある。

4) Verordnung (EU) Nr. 1215/2012 des Europäischen Parlaments und des Rates über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen vom 12. Dezember 2012.

5) 近時、国際的な関連訴訟に焦点を当てて検討する論稿があり、注目される。後友香「国際関連訴訟の規制のあり方：国際訴訟競合規制に照らして」阪大法学 68 巻 5 号（2019 年）127 頁は、渉外的な関連訴訟の規律方法について、ブリュッセル（I a）規則 30 条やフランス法を参考に、民事訴訟法 3 条の 9 における解釈論を展開する。本稿も同論文から多くの示唆を得たが、本稿は同規則 33 条および 34 条を比較検討の中心に設定する点で異なる。

介・検討する理由は、以下の点にある。まず、同規則はEUにおいて涉外民事訴訟ルールとして大きな影響を有しており、それはただ単に構成国間での涉外訴訟において規則が適用されるということにとどまらず、各国国内固有法の解釈や立法にまで影響が及んでいることから、比較法上の対象として有意義である。また、同規則は、異なる構成国間内での同一訴訟・関連訴訟を規律するだけでなく（同規則29条、30条）、第三国との関係で同一訴訟・関連訴訟が提起された場合の構成国裁判所の規律をも定めており（同規則33条、34条）、とくに第三国との関係については、ブリュッセル規則における判決の相互承認システムが機能しない局面であることから、日本法にとっても参考になる点があると考えられる。

そこで、本稿は、おもにブリュッセル（I a）規則33条および34条を比較対象として、同一訴訟および関連訴訟の中止制度における規律の相違、そして考慮要素に関する議論から日本法への示唆を得ることを試みる（なお、本稿は、国際訴訟競合の規律に関する議論そのものを行うものではない⁶⁾）。もっとも、これらの規定は同規則によってはじめて設けられたものであり、それ以前は、第三国における訴訟との競合については規定が置かれていなかった⁷⁾。そのため、同規則34条の規定にいたるまでの、議論経過を確認することも重要な作業になる。また、これらの条約や規則に関する学説や判例の展開としては、おもにドイツでの議論内容を紹介する。

なお、ブリュッセル（I a）規則においては、同一訴訟・関連訴訟について、内国手続の停止・中止を定めているが⁸⁾（同規則29条、30条、33条、34条⁸⁾）、用語法を簡略化しても本稿との関係では内容上問題はないと考え、本稿では中

6) 国際訴訟競合の規律方法をめぐる議論については、安達栄司「国際的訴訟競合」新堂幸司監修『実務民事訴訟講座〔第3期〕(6)』（日本評論社・2013年）385頁などを参照。

7) EUにおける民事手続法の統一化へ向けた動きに関する歴史的経緯の概要については、つぎの文献を参照。春日偉知郎「欧州連合（EU）における民事手続法の基本構造——全体の枠組みと各規則の要点——」法務省大臣官房司法法制部編『欧州連合（EU）民事手続法』法務資料464号（2015年）16頁以下。Vgl. Adolphsen, *Europäisches Zivilprozessrecht*, 3. Aufl.2022, Kap. 1 § 1 Rdnr. 36 ff.

止（または中止等）という表現を用いることにする。また、訳語として手続・訴訟、裁判・判決のいずれが適切かが問題となりうるが、本稿では条文訳を除いて、基本的に前者については訴訟、後者については判決と表記する。

2 ブリュッセル（I a）規則 34 条制定までの経緯

(1) ブリュッセル条約

(i) 規律の概要

1968 年の「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約」⁹⁾（以下では、ブリュッセル条約と表記する）は、第 2 編第 8 節 21 条以下において、異なる締約国裁判所に訴訟が係属した場合について、規定していた¹⁰⁾。

ブリュッセル条約 21 条は、同一訴訟が異なる締約国に係属した場合について、また、22 条は、関連訴訟が異なる締約国裁判所に係属した場合について規定している。いずれの規定も、締約国間における判決の相互承認が認められていることを前提とし、同一訴訟の場合も関連訴訟の場合も、前訴が優先することを基本にしている。もっとも、前訴裁判所が必ずしも管轄を有するとは限らない。そこで、同一訴訟の場合には、後訴裁判所は、前訴裁判所の管轄判断がなされるまでは手続を職権で中止するものとし（21 条 1 項）、前訴裁判所の管轄が認められた場合には、自国の国際裁判管轄を否定するとした（21 条 2 項）。他方、関連訴訟の中止については、より柔軟な態度で臨んでいる。すなわち、まず、前訴・後訴ともに第 1 審に係属している場合のみ、後訴の手続が規制される。この場合、同一訴訟の場合（21 条 1 項）と異なり、条文上は後

8) なお、33 条 2 項、34 条 2 項の停止は、ドイツ法上却下を意味するとされる。Schlosser/Hess, EU-Zivilprozessrecht, 5. Aufl. 2021, Art. 34 EuGVVO Rdnr. 5.

9) 1968 年 9 月 27 日の民事及び商事事件における裁判管轄および裁判の承認に関する条約（Übereinkommen über die gerichtliche Zuständigkeit und die Vollstreckung gerichtlicher Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen vom 27. September 1968）。

訴を中止することができる」とされており（22条1項）、中止を行うか否かの判断は後訴裁判所の裁量に委ねられている¹¹⁾。また、後訴裁判所は、中止ではなく管轄を有しないことの宣言を行うことも可能である（22条2項）。ただし、無管轄を宣言することができるのは、関連訴訟の併合が認められ、前訴裁判所が双方の訴訟につき管轄を有し¹²⁾、かつ、当事者の申立てがある場合である。この無管轄の宣言を行うかどうかの判断も裁判所の裁量に委ねられている。

10) 以下に、参考までに、ブリュッセル条約21条および22条の試訳を掲げる（1996年加入条約）。ブリュッセル条約の条文訳および解説として、岡本善八「わが国際私法事件におけるEEC裁判管轄条約（一）（二）」同志社法学29巻4号（1977年）1頁、5号（1978年）15頁以下、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約（一）（二・完）」民商法雑誌122巻3号（2000年）426頁以下、122巻4・5号（2000年）712頁などがある。これらの文献は、条文の訳出等に際して参考にさせていただいている。同条約の英文テキストはOJ L 299, 31/12/1972, p. 32 et seq.を、独文テキストはAbl. Nr. L 299 vom 31/12/1972 S. 32 ff.を参照した。Geimer/Schütze, Internationaler Rechtsverkehr in Zivil- und Handelssachen, S.600-5 ff.にも英文および独文テキストが掲載されている。

【第8節 訴訟係属および関連訴訟】（試訳）

第21条

第1項 同一当事者間の同一請求に基づく複数の訴えが、異なる締約国の裁判所に係属したときは、後訴裁判所は、前訴裁判所の管轄が確定するまで、職権により手続を中止する。

第2項 前訴裁判所の管轄が確定した場合には、ただちに、後訴裁判所は、前訴裁判所のために、管轄を有しないことを宣言する。

第22条

第1項 関連する複数の訴えが、異なる締約国の裁判所に係属したときは、これらの訴えが第1審に係属しているときには、後訴裁判所は手続を中止することができる。

第2項 後訴裁判所は、その法によれば関連する訴えの併合が適法であり、かつ、前訴裁判所が双方の訴えにつき管轄を有する場合には、当事者の申立てに基づき、管轄を有しないことを宣言することができる。

第3項 複数の訴えが密接な関連を有することから、分離した手続において矛盾裁判が生じることを回避するため、弁論および裁判を共通に行うことが求められる場合には、本条にいう関連を有する。

11) Schlosser, EuGVÜ, 1996, Art. 22 EuGVÜ Rdnr. 1.

(ii) 21 条と 22 条の対象となる事件

このようにブリュッセル条約は、同一訴訟と関連訴訟の場合について、異なる規律をしている。そこで、21 条と 22 条が適用される要件のうち、どのような事件が各条文の適用対象となるのが問題となる。まず、21 条は、同一当事者間の同一請求であること (the same cause of action and between the same parties; Klagen wegen desselben Anspruchs zwischen denselben Parteien) を求めている。また、22 条 3 項は、それぞれの訴えが密接に関連していることから、別個に裁判を行うことで矛盾する判決が生じる場合に、関連訴訟 (related actions; Klagen, die im Zusammenhang stehen) に該当するとしている。まず、21 条の同一請求の判断について (同一当事者に関する議論は本稿では省略する)、条約独自の訴訟物概念を設定するのか、各国の国内法に委ねるのか (前訴の法廷地法、後訴の法廷地法、あるいは双方の累積的適用など)、また、22 条との区別をどのように考えるのかといった点が問題となる¹³⁾。

この問題について、ヨーロッパ司法裁判所は、Gubisch 事件¹⁴⁾ および Tatry 事件¹⁵⁾ において、21 条の同一請求の概念は条約独自に判断すべきであるとの判決を下した。Gubisch 事件では、ドイツの裁判所で売買代金の支払請求訴訟が提起された後に、イタリアの裁判所で売買契約の無効確認訴訟が提起された場合に、21 条にいう同一請求に該当するのか否かが問題となった。ヨーロッ

12) ジュネール報告書によると、管轄の消極的抵触 (国際的無管轄) を回避するためにこの要件が設けられた。Jenard, Bericht zu dem Übereinkommen über die gerichtliche Zuständigkeit und die Vollstreckung gerichtlicher Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. der EG Nr. C 59/41.

13) ドイツでの議論については、芳賀雅顯「国際訴訟競合における“事件の同一性”を判断する法」石川明 = 永田誠 = 三上威彦編『ボーダレス社会と法 (オスカー・ハルトヴィーク先生追悼)』(信山社・2009 年) 71 頁。

14) EuGH Urt. v. 8. 12. 1987 NJW 1989, 665 (Gubisch/Palumbo). Gubisch 事件判決については、石川明 = 石渡哲編『EU の国際民事訴訟法判例』(信山社・2005 年) 176 頁〔酒井一〕に紹介がある。

15) EuGH Urt. v. 6. 12. 1994 EuZW 1995, 309, 311 (Tatry/Maciej Rataj). Tatry 事件判決については、石川 = 石渡編・前掲注 14) 182 頁〔酒井一〕に紹介がある。

パ司法裁判所は、双方の訴訟の核心は契約の有効性にあるとして同一性を肯定した。また、Tatry 事件は、大豆油の船舶輸送に際して積荷の汚染が問題となった事件で、船会社がオランダで債務不存在確認訴訟を提起した後に、荷主側が損害賠償の支払いを求めてロンドンで Tatry 号と Maciej Rataj 号に対して対物訴訟を提起したところ、双方の訴訟が 21 条に該当するのかが問題となった。ヨーロッパ司法裁判所は、Gubisch 事件判決を踏襲し、21 条の当事者および訴訟物の概念は条約独自に解釈すべきであるとした。そして、本件での双方の訴訟の核心は、責任の存否であり、対人訴訟・対物訴訟といった英国法上の区別は 21 条を適用するに際して重要ではないとして、訴訟物の同一性を肯定した。これらの判決は、核心理論 (Kernpunkt-Theorie) という名称のもと、ドイツの研究者からは訴訟物の設定としてかなり広いとの評価がなされている¹⁶⁾。この核心理論は、その後の実務を支配する¹⁷⁾。もっとも、ヨーロッパ司法裁判所は、構成国裁判所が下した判決の既判力の範囲については、判決国法が拡張されるとの判断を示している¹⁸⁾。そのため、訴訟物の範囲 (ブリュッセル条約・規則から独自に定まる) と既判力の範囲 (判決国法により定まる) の関係が整合するのかが議論がある¹⁹⁾。

また、ヨーロッパ司法裁判所は、Tatry 事件において、22 条にいう関連請求の概念に関する解釈についても注目すべき判断を行っている。すなわち、ブリュッセル条約に関するジュネール報告書によると、22 条 3 項の関連性の要件はベルギー法が参考にされているが²⁰⁾、ヨーロッパ司法裁判所は、22 条の

16) Geimer は、21 条の規律におけるヨーロッパ司法裁判所が採用する核心理論は、広範囲にわたる訴訟物概念の設定を行うことから、原告の司法保護請求権 (Justizgewährungsanspruch) を著しく制限するとして批判する。Geimer, in: Geimer/Schütze, Europäisches Zivilverfahrensrecht, 4. Aufl. 2020, Art. 29 EuGVO Rdnr. 55 f. 他方、Rüßmann は、問題となる各国国内法を適用して訴訟物を判断する場合は、事案に応じて訴訟物の広狭が異なるため、適用範囲を不安定なものにするとし、むしろヨーロッパ司法裁判所による統一的な解釈が好ましいと説く。Rüßmann, Die Streitgegenstandslehre und die Rechtsprechung des EuGH, ZZZ 111 (1998), 399, 404.

17) Vgl. Althammer, Streitgegenstand und Interesse, 2012, S. 126 ff.

関連訴訟の概念を条約独自に解釈するとした²¹⁾。その際に、関連訴訟に該当するかどうかを判断する基準である「矛盾判決が生じるおそれ」(the risk of irreconcilable judgments; widersprechende Entscheidungen könnten ergehen) は、27条3号が定める外国判決の不承認事由である「判決の抵触」(irreconcilable; unvereinbar) とは異なるとした²²⁾。すなわち、22条の目的は、共同体内部において各締約国が協調的な司法活動を行うことを実現するために裁判の調和や矛盾判決の回避を行う視点から判断されるのに対して、27条は締約国裁判所が下した判決相互の抵触を解決するための機能を果たすことが期待される。そこで、22条の関連性があるとするためには、それぞれの締約裁判所が個別に弁

18) EuGH Urt. v. 4. 2. 1988, NJW 1989, 663 (Hoffmann/Krieg). 本件は、ドイツで下された扶養料の支払を命ずる判決の執行がオランダで申立てられたところと、オランダの裁判所が下した離婚判決がすでに存在していたため承認拒否事由としての判決の矛盾（当時のブリュッセル条約27条3号）に該当するのかが問題となった事案である。ヨーロッパ司法裁判所は、判決の既判力はそれぞれの判決国法によって定まるとして効力拡張説によることを説いたが、承認拒否事由としての判決の矛盾に該当するのかが条約独自に解すべきであるとし、扶養料の支払と離婚判決は矛盾関係に該当するとした。ヨーロッパ司法裁判所は、その後の判決も、外国判決の既判力の承認国における効力につき判決国の効力が拡張される説を支持する。Vgl. EuGH, Urt. v. 28. 4. 2009 – C-420/07-, juris (Apostolides/Orams); EuGH Urt. v. 13. 10. 2011 NJW 2011, 3506, 3507 (Prism Investment/van den Meer); EuGH Urt. v. 15. 11. 2012 EuZW 2013, 60 (Gother Allgemeine/Samskip).

19) Vgl. Althammer, a.a.O. (Fn. 17), S. 175 ff.; Münchener Kommentar/Gottwald, ZPO, Bd. 3, 6. Aufl. 2022, Art. 36 Brüssel I a-VO Rdnr. 12. なお、ブリュッセル (I a) 規則の立法者は、効力拡張説を基礎にして同規則54条1項後段を定めていると説かれる。Junker, Internationales Zivilprozessrecht, 5. Aufl. 2020, § 27 Rdnr. 15.

20) Vgl. Jenard, a.a.O. (Fn. 12), ABl. der EG Nr. C 59/42.

21) EuGH Urt. v. 6. 12. 1994 EuZW 1995, 309, 312 (Tatry/Maciej Rataj).

22) なお、外国判決の不承認事由である判決の矛盾という概念は、条約独自に判断するというのが、ヨーロッパ司法裁判所の判決である。EuGH Urt. v. 4. 2. 1988 NJW 1989, 663 (Hoffmann/Krieg). ドイツの学説は、各国法の内容を検討せずに矛盾の有無を判断することは困難であるとして批判的な見解も有力であった。Vgl. Martiny, in: Handbuch des Internationalen Zivilverfahrensrechts, Bd. III /2, 1984, Kap. II Rdnr. 137; Schlosser, a.a.O. (Fn. 11), Art. 27-29 EuGVÜ Rdnr. 22. 近時の議論については、次の文献を参照。Krüger, Europäischer Rechtskraftbegriff, 2020, S. 138 ff.

論および裁判を行うことによって、相互に抵触する裁判が生ずるおそれがあればよく、法律効果が相互に排斥しあう（すなわち、既判力が抵触する）ことまでは要求しないとした。したがって、22条の関連訴訟における矛盾概念の方が27条の判決抵触概念よりも広くとらえられている²³⁾。

(2) ブリュッセル（I）規則

(i) 規律の概要

ブリュッセル条約は1996年から改正に向けて動き出し、「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会規則」（以下では、ブリュッセル（I）規則と表記する）が制定された（2002年3月1日施行）²⁴⁾。

ブリュッセル（I）規則は、27条に同一訴訟について、また、28条に関連訴訟について規定を置いていた。このブリュッセル（I）規則での規律は、ブリュッセル条約での扱いを踏襲するものであった。すなわち、同一当事者間の同一請求に関する訴訟が、異なる構成国裁判所に係属した場合、後訴裁判所は、前訴裁判所の管轄が確定するまで手続を中止するものとし（27条1項）、前訴裁判所の管轄が確定した場合には、後訴裁判所は、ただちに管轄を有しないことを宣言するものとされる（同条2項）。また、関連訴訟が、異なる構成国裁判所に係属した場合、後訴裁判所は、手続を中止することができるとされ（28条1項）、また、いずれの訴訟も第1審に係属している場合に、前訴裁判所が、それらの訴訟につき管轄を有し、かつ、前訴裁判所の法が併合を認めるときは、後訴裁判所は、当事者の申立てにより無管轄を宣言することができるとされた。また、28条にいう関連性は、これらの訴訟が密接な関係を有しているため、裁判の分離による矛盾裁判の発生を回避するために、弁論および裁判を共通にすることが求められる場合に肯定される（28条3項）。

23) この立場に賛成するのは、Lüpfert, *Konnexität im EuGVÜ*, 1997, S. 52 f.

24) Verordnung (EG) Nr. 44/2001 des Rates über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen vom 22. Dezember 2000.

（ii）第三国との関係——Owusu 判決の影響——

ブリュッセル（I）規則は、ブリュッセル条約と同様に、第三国で訴訟係属が生じた場合について規定を置いていなかった。そこで、第三国で先行訴訟が係属している場合に、同一訴訟または関連訴訟が後れて構成国裁判所に係属したときに、構成国裁判所がどのように対応すべきか問題となる。

この問題に関連するものとして、2005年ヨーロッパ司法裁判所の判決がある（Owusu 判決²⁵⁾）。この事件は、イングランド在住の原告（X）が、イングランド在住の被告（Y₁）が所有するジャマイカの別荘を賃借して滞在中していたところ、契約で利用が認められていたプライベートビーチで負傷したため、Y₁ に対しては契約違反を理由に、ビーチの所有会社（Y₂）、ビーチの管理会社（Y₃）などに対しては不法行為を理由に、イングランドで賠償請求訴訟を提起した。しかし、事件がジャマイカで発生しており、証拠もジャマイカに集中していることから、本件訴訟につきフォーラム・ノンコンヴェニエンスの法理を適用することができるのか否かが問題となった。ヨーロッパ司法裁判所は、まず、異なる構成国間での訴訟が問題となる場合だけでなく、本件のように第三国と関連性を有する事件についてもブリュッセル（I）規則は適用されるとし、また、ブリュッセル（I）規則に対するフォーラム・ノンコンヴェニエンスの法理の適用は、同規則の管轄ルールを不明確にするとして認めなかった。

したがって、被告がEU構成国ではなく第三国に住所を有している場合でも、ブリュッセル（I）規則が定める管轄ルールが妥当する。そのため、たとえば、EU構成国外の住所を有する者に対する訴訟がイングランドで提起された場合に、フォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理の適用は否定される²⁶⁾。し

25) EuGH Urt. v. 1. 3. 2005 NJW 2005, 2979 (Owusu/Jackson). 本判決については、石川明＝石渡哲＝芳賀雅顯編『EUの国際民事訴訟法判例Ⅱ』（信山社・2013年）43頁〔本間靖規〕に紹介がある。

26) 本判決によって、イングランドに住所を有する者を共同被告に加えることで、イングランドとの関係がない当事者への訴訟が可能になった。高橋宏司「ブラッセルズ条約・規則とイングランド流解釈——制度の一貫性と個別事件における妥当性の緊張関係——」同志社法学 58巻2号（2006年）395頁。

かしながら、第三国での訴訟係属があった場合に、構成国での同一訴訟・関連訴訟をいかにすべきかについては規定がない。ドイツでは、第三国での訴訟係属が生じた場合に、構成国裁判所がどのように対応すべきか、すなわち第三国の訴訟係属を顧慮すべきか否かという問題に不明確さをもたらしたとして本判決に批判的であった²⁷⁾。この点について、有力説は、第三国で訴訟係属があった場合には、ドイツ国内民事訴訟法（261条、148条の類推）や第三国との条約の規定の適用を認め、その限りでブリュッセル（I）規則の管轄ルールを後退させるとの立場を表明していた²⁸⁾。

（iii）関連訴訟に関するドイツの判例

ドイツ連邦通常裁判所が、2013年にブリュッセル（I）規則における関連訴訟について判決を下している。この判決では、関連訴訟に該当する場合に、手続を中止する際の考慮要素を具体的に挙げている点が注目される。なお、後述のように、これらの考慮要素は学説からも支持されている。

【連邦通常裁判所 2013年2月19日判決】²⁹⁾

【事案】

2008年にベルギーで発生した交通事故について、ドイツ在住の原告（X）が、交通事故の相手方（Z）が加入していた、ベルギーの責任保険会社（Y）を相手に、ドイツのコンスタンツ地方裁判所に保険金の支払を求める訴えを提起した。他方で、すでにベルギーでは、ZがXを相手に損害賠償を求める訴えを提起していた。そこで、コンスタンツ地方裁判所に係属した訴訟は、ベルギー訴訟に照らして中止されなければならないかが問題となった。コンスタンツ地方裁判所は、Yに対して、Xに5348.5ユーロおよび利息の支払を命じた。こ

27) Musielak/Voit/Stadler, ZPO, 18.Aufl.2021, Art. 34 EuGVO Rdnr. 1; Rauscher/Leible, Europäisches Zivilprozess- und Kollisionsrecht, Bd.1, 5. Aufl.2021, Art. 33 Brüssel Ia-VO Rdnr. 1.

28) Kropholler/v. Hein, Europäisches Zivilprozessrecht, 9.Aufl.2011, Vor Art. 27 EuGVO Rdnr. 2. Vgl. Baumgartner, Related Actions, ZZP Int.3 (1998), 203, 208; Roth, Schranken der Aussetzung nach § 148 ZPO und Art. 28 EuGVO, in: FS. E.Jayme, Bd.1, 2004, S. 747, 754 ff.

29) BGH Urt. v. 19. 2. 2013, BGHZ 196, 180.

れに対して、Yが控訴したが、カールスルーエ高等裁判所は控訴を棄却した。そのため、Yが上告を提起した。

【連邦通常裁判所の判断】

破棄差戻し。

連邦通常裁判所は、控訴裁判所がブリュッセル（I）規則 27 条が適用されるための要件である、「異なる構成国間の裁判所での同一当事者間の同一請求に基づく訴訟」のうち、当事者の同一性を欠くと判断したことは適切であるとした。双方の訴訟では、交通事故の当事者が互いに相手方を異にする損害賠償を求めて訴訟を提起した。すなわち、ベルギー訴訟の対象はZのXに対する請求権であるが、これはYと無関係である。また、Zの損害を主張してXに対してベルギーで追行された訴訟は、Yに関係がなく、Yには影響を及ぼさない。XとZの請求権が同一の事故から生じ、また、賠償責任の範囲が双方に原因があることによっても、それは同一性を認めるには十分ではないとして27条の適用を否定した。

しかし、連邦通常裁判所は、控訴裁判所がブリュッセル（I）規則 28 条 1 項に基づく内国訴訟の中止を行わなかったことについて、上告理由が認められるとした。28 条によると、関連性がある訴訟が異なる構成国裁判所で係属している場合、後訴裁判所は手続を中止することができるとしている。この規定も、矛盾裁判を回避し EU における秩序ある司法制度を確保する目的を追求しているとする。そして、連邦通常裁判所は、控訴裁判所が本件では双方の訴訟の間で関連性があることを前提にしていることは問題がないとした上で、同条が認めている裁量に反しているとした。まず、連邦通常裁判所は、規則 28 条による中止の裁判については裁判所の裁量が認められていること、そして、この裁判については裁量違反（Ermessensfehler）のみ審査されるとした。そして、裁判所が裁量権を行使するに際しては、28 条の目的に照らして、共同体内部における司法的活動の協調を実現することや、矛盾判決を回避することを出発点としなければならないとした。また、その際には、つぎの点が重要であるとした。すなわち、双方の訴訟の関連性の程度と矛盾判決が生じる度合い、両当

事者の利益、訴訟経済の促進、手続の状況や期間、裁判所が有する事案や証拠との近接性、前訴裁判所の管轄である³⁰⁾。その上で、連邦通常裁判所は、控訴裁判所が原告の利益のみを重視したなどとして破棄差戻しを命じた。

3 ブリュッセル（I a）規則における国際訴訟競合の規律構造

(1) ブリュッセル（I a）規則の内容

ブリュッセル（I a）規則は、第2章第9節において、訴訟係属および関連訴訟について規定を置いている。それによると、双方の訴訟がともにブリュッセル（I a）規則に基づいて異なる構成国の裁判所間で係属している場合における、同一訴訟と関連訴訟について29条と30条が規定している³¹⁾。同規則29条の適用がない場合に、同規則30条の適用が問題になる³²⁾。また、第三国における訴訟係属についてブリュッセル（I）規則に規定がないため各国の国内法に対応を委ねざるを得ず、EU内で統一的対応の必要性が説かれていたところ³³⁾、同一訴訟と関連訴訟について新たに規定が設けられ³⁴⁾、それぞれ33条と34条が規定している³⁵⁾（なお、ブリュッセル（I a）規則は、第三国で訴訟係属が生じたときも、同一訴訟に該当しない場合に関連訴訟の規定で規制がなされる³⁶⁾ ³⁷⁾）。

(2) 異なる構成国での訴訟

ブリュッセル（I a）規則における、異なる構成国間での同一訴訟および関連訴訟に関する規律は、ブリュッセル条約、ブリュッセル（I）規則を基本的に踏襲するものである。

ブリュッセル（I a）規則29条は、同一当事者間の同一請求に関する訴えが、

30) これらの要素は、すでに下級審裁判例や学説において指摘されていた点であり、連邦通常裁判所は、本件で、それらの要素を確認したと評価することができる。Vgl. Kropholler/v. Hein, a.a.O. (Fn. 28), Vor Art. 28 EuGVO Rdnr. 10; Lüpfer, a.a.O. (Fn. 23), S. 205 ff, 216; OLG Düsseldorf, Beschl. v. 20. 7. 2009 GRUR-RR 2009, 401.

- 31) 条文訳は、法務省大臣官房司法法制部編（春日偉知郎訳）『欧州連合（EU）民事手続法』法務資料 464 号（2015 年）68 頁以下に従った。

【第 29 条】

第 1 項 同一の当事者間の同一の請求を理由とする訴えが、異なる構成国の裁判所に係属したときは、後に提訴のあった裁判所は、第 31 条第 2 項を妨げることなく、先に提訴のあった裁判所の管轄が確定するまで、職権で手続を停止する。

第 2 項 第 1 項に規定する場合において、提訴のあった裁判所は、別に提訴のあった裁判所の申立てに基づいて、第 32 条によりいつ提訴があったについて、この裁判所に遅滞なく通知する。

第 3 項 先に提訴のあった裁判所の管轄を確定するときは、後に提訴のあった裁判所は、自らに管轄がないことを宣言する。

【第 30 条】

第 1 項 異なる構成国の裁判所に関連手続が係属したときは、後に提訴のあった裁判所は、手続を停止することができる。

第 2 項 先に提訴のあった裁判所に係属する手続が、第 1 審に係属中であるときは、後に提訴のあった裁判所は、先に提訴のあった裁判所が関連手続について管轄を有し、かつ、その国の法に従い手続の併合を認められているときには、当事者の申立てに基づいて自己に管轄のないことを宣言することができる。

第 3 項 本条の意味における関係手続とは、分離された手続において矛盾する裁判が言い渡されるおそれを回避するために、手続間において共通の弁論及び裁判が必要とみなされる密接な関連性が存する場合をいう。

- 32) Rauscher/Leible, a.a.O.(Fn. 27), Art. 30 Brüssel 1a-VO Rdnr. 7; Thomas/Putzo/Nordmeier, ZPO, 43.Aufl.2022, Art. 30 EuGVVO Rdnr. 2.

- 33) Magnus/Mankowski/Fentimann, Brussels 1 bis Regulation (2023) Art. 34 note 2.

- 34) Stadler は、34 条によって、構成国間での第三国訴訟が訴訟係属の問題に対する規律の統一化が図られることは好ましいと評価する。Musielak/Voit/Stadler, a.a.O.(Fn. 27), Art. 34 EuGVVO Rdnr. 1. また、Hess は、このブリュッセル（I a）規則が、第三国裁判所の国際裁判管轄や判決承認については規定をおかずに、訴訟係属の問題を規律しているのは驚きである（überraschend）としつつも、同規則 29 条が優先性原則とは異なった並行訴訟の協調方法を採用していることは進展であると評価している。Hess, Europäisches Zivilprozessrecht, 2.Aufl.2021, Rdnr. 6.200.

- 35) 条文訳は、法務省大臣官房司法法制部編・前掲注 31) 70 頁以下に従った。

【第 33 条】

第 1 項 管轄が、第 4 条に基づき、又は、第 7 条、第 8 条若しくは第 9 条に基づき、かつ、同一当事者間の同一請求を理由として構成国の裁判所に提訴があった際に、第三国の裁判所での手続が係属しているときは、構成国の裁判所は、以下の場合、手続を停止することができる。

- (a) 第三国の裁判所が、関係する構成国において承認及び執行が可能な裁判を言い渡すことが期待されるときであって、かつ、
- (b) 構成国の裁判所が、秩序ある司法のために手続の停止が必要であると確信するとき。

第2項 構成国の裁判所は、以下の場合、いつでも手続を続行することができる。

- (a) 第三国の裁判所における手続が停止又は中止されたとき。
- (b) 構成国の裁判所が、第三国の裁判所で係属している手続が適切な期間内に終結する蓋然性がないとみなすとき、又は、
- (c) 秩序ある司法のために手続の続行が必要であるとき。

第3項 構成国の裁判所は、第三国の裁判所に係属している手続が終結し、かつ、構成国において承認及び執行が可能な裁判が言い渡されたときは、手続を中止する。

第4項 構成国の裁判所は、当事者の一方の申立てに基づいて、又は、各国法により可能な場合は職権で、本条を適用する。

【第34条】

第1項 管轄が、第4条に基づき、又は、第7条、第8条若しくは第9条に基づき、かつ、構成国の裁判所への提訴があったときに、第三国の裁判所において、構成国の裁判所における手続と関連する手続が係属するときは、構成国の裁判所は、以下の場合、その手続を停止することができる。

- (a) 分離した手続において矛盾する裁判が言い渡されるおそれを回避するために、関連する手続の共通の弁論及び裁判が要請されるとみなされるとき、
- (b) 第三国の裁判所が、関係する構成国において承認及び執行が可能な裁判を言い渡すことが期待されるとき、かつ、
- (c) 構成国の裁判所が、秩序ある司法のために停止が必要であると確信するとき。

第2項 構成国の裁判所は、以下の場合、いつでも手続を続行することができる。

- (a) 構成国の裁判所が、矛盾する裁判の危険が存在しない蓋然性があるとみなすとき。
- (b) 第三国の裁判所における手続が、停止又は中止されたとき。
- (c) 構成国の裁判所が、第三国の裁判所に係属する手続が適切な期間内に終結する蓋然性がないとみなすとき、又は、
- (d) 手続の続行が、秩序ある司法のために必要であるとき。

第3項 構成国の裁判所は、第三国の裁判所に係属する手続が終結し、かつ、構成国において承認及び執行が可能な裁判が言い渡されたときは、手続を中止することができる。

第4項 構成国の裁判所は、当事者の一方の申立てに基づいて、又は、各国法により可能な場合には職権で、本条を適用する。

36) 同規則 33条と 34条の関係につき、Rauscher/Leible, a.a.O.(Fn. 27), Art. 34 Brüssel 1a-VO Rdnr. 1.

異なる構成国間で係属したときには、後訴裁判所は、前訴裁判所の管轄が確定するまで職権で手続を停止し（同条1項）、また、前訴裁判所の管轄が確定したときは、無管轄を宣言するものとされる（同条2項）。

同規則30条は、関連訴訟が、異なる構成国裁判所に係属したときは、後訴裁判所は、手続を停止することができ（30条1項）、また、前訴が第1審に係属しているときに、前訴裁判所が関連手続について管轄を有し、かつ、前訴の法廷地法が併合を認めている場合には、後訴裁判所は、当事者の申立てに基づいて無管轄を宣言することができる（同条2項）。関連訴訟の該当性は、手続を分離することによって矛盾裁判が生ずることを回避するために、弁論および裁判を共通にする必要があるほどに、密接な関係がある場合に肯定される（同条3項）。

(3) 第三国での訴訟係属

ブリュッセル（Ia）規則33条および34条は、構成国間における重複訴訟に関する同規則29条（同一訴訟）および30条（関連訴訟）を補充するため、同規則によって新たに加えられた³⁸⁾。33条および34条の基本的な構造は、異なる構成国間における同一訴訟・関連訴訟に関する規律を採用し、その上で、第三国での訴訟係属による事情を考慮して中止の適用要件で修正を加えている。そのため、33条および34条の概念等をめぐる解釈は、基本的に29条および30条の解釈に従うとされる³⁹⁾。

37) なお、第三国での訴訟係属による内国訴訟の中止が（33条および34条）、必要的か、あるいは職権で（von Amts wegen）行うことができるとするのかは、受訴裁判所所属国の法廷地法によるとされる。ドイツでは職権によるとされる。Musielak/Voit/Stadler, a.a.O.(Fn. 27), Art. 34 EuGVVO Rdnr. 3.

38) E.Peiffer/M.Peiffer, in; Geimer/Schütze (Hrsg.), Internationaler Rechtsverkehr in Zivil- und Handelssachen, 2017, Art. 34 VO (EU) Nr. 1215/2012 Rdnr. 2 (S. 538-655).

39) Schlosser/Hess, a.a.O.(Fn. 8), Art. 34 EuGVVO Rdnr. 1; Stein/Jonas/Thole, ZPO, 23.Aufl.2022, Bd. 12, Art. 34 EuGVVO Rdnrn. 1 und 4; Thomas/Putzo/Nordmeier, a.a.O.(Fn. 32), Art. 34 EuGVVO Rdnr. 2.

(i) 同一訴訟

ブリュッセル (I a) 規則 33 条に該当するための訴訟は、「同一当事者間の同一請求に関する訴訟」という基準で判断される。この基準は、ブリュッセル条約当時から変更はない。先に紹介したように、ヨーロッパ司法裁判所は、ブリュッセル条約について、「同一当事者間の同一請求に関する訴訟」の概念を条約独自に判断するとし、特定国の法概念を用いることを否定した (Gubisch/Palumbo 事件)⁴⁰⁾。この判決以降採用された核心理論 (Kernpunkt-Theorie) は、同規則 33 条の基準としてもドイツの学説では一般的に受け入れられている⁴¹⁾。

ブリュッセル (I a) 規則は、第三国に係属している同一訴訟について、異なる構成国間で同一訴訟に係属した場合 (29 条) と比べて、より柔軟な規律を設けた (33 条)。構成国裁判所が、被告の住所地 (4 条)、あるいは 7 条、8 条または 9 条によって管轄を有するときに、当該裁判所は、以下の場合には、申立てまたは職権に基づいて、第三国で提起された訴訟のために中止することができる⁴²⁾とされている。すなわち、第三国の判決が国内で承認されることが期待され、かつ、秩序だった司法の利益に照らして中止が必要とされる場合である。このような規律方法についてドイツの有力説は、優先性原則を後退させ、秩序だった司法利益の観点、つまり矛盾判決の回避に焦点を当てていると評する⁴²⁾。上記の要件のうち、第三国判決が予め承認されるか否かは、ブリュッセル (I a) 規則の前文に相当する箇所にある検討理由 (Erwägungsgrund) 23 によると⁴³⁾、受訴裁判所所属国の国内法によって判断される⁴⁴⁾。この点については、ドイツでは民事訴訟法 328 条、722 条および 723 条を基準に承認予測 (Anerkennungsprognose) を図るとされている⁴⁵⁾。有力説は、ドイツにおける承認予測のための要件として、民訴法 328 条 1 項の定める承認要件のうち、第三国に間接管轄があり、かつ相互保証が認められる場合には、承認が予測されると説く⁴⁶⁾。また、秩序だった司法が手続の中止を求めているのか否かを判断

40) EuGH Urt. v. 8. 12. 1987, NJW 1989, 665 (Gubisch/Palumbo).

41) 他方、Geimer は批判的である。Geimer, a.a.O. (Fn. 16), Art. 29 EuGVO Rdnr. 55 f.

42) Hess, a.a.O. (Fn. 34), Rdnr. 6.201.

するには、検討理由 24 によると⁴⁷⁾、事案の具体的事情を考慮して判断するとされる。これは、裁判所の裁量に属する⁴⁸⁾。そして、その事情には、訴訟物または／および両当事者が有する第三国との関連性、外国訴訟の進捗状況、外国訴訟が適切な期間内に判決を言い渡すことが期待されるか否か、訴訟が第三国で濫用的に提起されているか否か（たとえば、消極的確認の訴えが訴訟遅延をとまなう（mit langsamer Justiz）、あるいは司法拒絶をもたらす国で提起される⁴⁹⁾）が含まれる。秩序だった司法が中止を要すると判断した場合には、文言上は裁量が認められているものの、中止すべきであると説く見解がある⁵⁰⁾。

他方、内国訴訟を継続することができる場合は、以下の場合である。（１）第三国での訴訟が停止または中止している場合、（２）第三国での訴訟が適切な期間内に終結しない場合、または、（３）内国訴訟の継続が、秩序だった司法のために必要な場合である（ブリュッセル（I a）規則 33 条 3 項）⁵¹⁾。

43) 以下の訳は、法務省大臣官房司法法制部編・前掲注 31) 52 頁以下に従った。

(23) 本規則は、構成国の裁判所が、第三国の裁判所に係属している手続を考慮し、特に第三国において言い渡された裁判を関係構成国において関係構成国の法に従って承認し、執行することが可能か否かという問題を考慮することを可能にする柔軟な規律を包含すべきである。

(24) 整序された司法を考慮するならば、関係する構成国の裁判所は、自らに係属している事件のあらゆる事情を審理すべきである。そうした事情として、関係する第三国に対する訴訟物及び両当事者の結び付きも含まれるほか、第三国における手続が、構成国の裁判所で手続が開始された時点において既にどの程度進行しているかといった問題や、第三国の裁判所が適切な期間内に裁判を言い渡すことが期待できるか否かといった問題も含まれる。（以下略）

44) Hess, a.a.O. (Fn. 34), Rdnr. 6.201.

45) Musielak/Voit/Stadler, a.a.O. (Fn. 27), Art. 34 EuGVVO Rdnr. 4.

46) Nagel/Gottwald, Internationales Zivilprozessrecht, 8. Aufl. 2020, Rdnr. 6.223; Rauscher/Leible, a.a.O. (Fn. 27), Art. 33 Brüssel Ia-VO Rdnr. 9.

47) 前掲注 43) を参照。

48) Hess, a.a.O. (Fn. 34), Rdnr. 6.201.

49) Nagel/Gottwald, a.a.O. (Fn. 46), Rdnr. 6.224.

50) Nagel/Gottwald, a.a.O. (Fn. 46), Rdnr. 6.224.

(ii) 関連訴訟

内国訴訟と第三国で提起された訴訟が関連するとき、同一訴訟の場合と同じ要件の下で、以下の場合には内国訴訟を第三国訴訟のために停止または中止することができる（ブリュッセル（I a）規則 34 条 1 項）。それは、両訴訟の訴訟物が異なるものの関連性を有することから、判決の矛盾を回避するために、共通の弁論と判決が必要であると考えられる場合である（ブリュッセル（I a）規則 34 条）。同条が適用されるためには、同一訴訟の場合と異なり、当事者や訴訟物の同一性は求められない⁵²⁾。また、ヨーロッパ裁判所は、関連訴訟の概念も規則独自に（*verordnungsautonom*）に解されるべきであるとし、学説もこの考えを受け入れている⁵³⁾。弁論および裁判の分離によって、相互に矛盾する裁判を生じさせるおそれがあれば関連性の要件としては十分であることから（同規則 34 条）、第 1 訴訟の結果を第 2 訴訟が利用する場合には、この関連性が常に肯定されるとされる⁵⁴⁾。該当例として、代金の残額支払請求訴訟と、代金減額ないしは損害賠償を求める訴訟が挙げられる⁵⁵⁾。また、ブリュッセル条約やブリュッセル（I）規則におけるのと同様に、外国判決の不承認事由としての判決の矛盾（法的効果が相互に排斥しあう）のおそれ（同規則 45 条 1 項 (c) (d)）までは必要とされていない⁵⁶⁾。もっとも、裁判の矛盾を回避することが本条の目的であることから、各国で提起された訴訟の判決がそれぞれ別個

51) (3) については、とくに、EU 構成国の裁判所では金銭の支払を命ずる債務名義が求められていたのに対して、第三国裁判所では求められていない場合が該当するとされる。

Hess, a.a.O. (Fn. 34), Rdnr. 6.202.

52) Stein/Jonas/Thole, a.a.O. (Fn. 39), Art. 30 EuGVVO Rdnr. 10; Thomas/Putzo/Nordmeier, a.a.O. (Fn. 32), Art. 30 EuGVVO Rdnr. 2.

53) Münchener Kommentar/Gottwald, a.a.O. (Fn. 19), Art. 34 Brüssel I a-VO Rdnr. 1 und Art. 30 Rdnr. 2; Musielak/Voit/Stadler, a.a.O. (Fn. 27), Art. 30 EuGVVO Rdnr. 2.; E.Peiffer/M.Peiffer, a.a.O. (Fn. 38), Art. 34 VO (EU) Nr. 1215/2012 Rdnr. 11 (S. 538–656).

54) Thomas/Putzo/Nordmeier, a.a.O. (Fn. 32), Art. 30 EuGVVO Rdnr. 5.

55) Thomas/Putzo/Nordmeier, a.a.O. (Fn. 32), Art. 30 EuGVVO Rdnr. 5.

56) EuGH Urt. v. 6. 12. 1994, EuZW 1995, 309, 312 f.; Thomas/Putzo/Nordmeier, a.a.O. (Fn. 32), Art. 30 EuGVVO Rdnr. 4.

に執行可能であったとしても、本条は適用される⁵⁷⁾。また、矛盾判決を回避するために弁論を共通にするという観点から、防御のための主張も考慮して判断される⁵⁸⁾。

中止するためには、以下のことが必要である、すなわち、（１）双方の訴訟の関連性から、個別に手続を進めると矛盾判決が生ずるおそれがあること、（２）第三国の判決を承認することが期待されること、および、（３）秩序だった司法の観点からすると中止が必要とされることである。これら３つは、選択的ではなく累積的に要求される要件である⁵⁹⁾。この規定は、「できる」と定められていることから裁量規定であると説かれる⁶⁰⁾。もっとも、第三国の訴訟について承認が積極的に予測される場合には、かならず（in aller Regel）中止しなければならないとも説かれる⁶¹⁾。中止の判断をするに際しては、つぎの要素が一定の役割を果たす。すなわち、訴訟物および両当事者が第三国と有する結びつき、構成国裁判所に訴えが提起された時点で第三国での訴訟がどの程度進捗していたのか、および適切に期間内に第三国での訴訟につき判決が下されることが期待されるのかである⁶²⁾。例として、第三国で被告がある債権で相殺を行ったところ、その後当該被告がEU構成国で改めて当該債権を主張した場合、第三国の裁判所が手続を中止しないかぎり、相殺に関する裁判がなされるのを待つために、内国後訴を中止するとされている⁶³⁾。手続の一部中止は、原則として可能とされる⁶⁴⁾。

内国裁判所は、中止された手続を、以下の場合には続行することができる。

57) EuGH Urt. v. 6. 12. 1994, EuZW 1995, 309, 313 (Tatry/Maciej Rataj); Rauscher/Leible, a. a.O. (Fn. 27), Art. 34 Brüssel 1a-VO Rdnr. 3.

58) Rauscher/Leible, a.a.O. (Fn. 27), Art. 34 Brüssel 1a-VO Rdnr. 3. See also, Dicey/Morris/Collins, *The Conflict of Laws*, Comp V 12-034 (16th ed. 2022).

59) Rauscher/Leible, a.a.O. (Fn. 27), Art. 34 Brüssel 1a-VO Rdnr. 4.

60) E.Peiffer/M.Peiffer, a.a.O. (Fn. 38), Art. 34 VO (EU) Nr. 1215/2012 Rdnr. 15 (S. 538-657).

61) Musielak/Voit/Stadler, a.a.O. (Fn. 27), Art. 34 EuGVVO Rdnr. 7.

62) プリュッセル (I a) 規則検討理由 24。

63) Nagel/Gottwald, a.a.O. (Fn. 46), Rdnr. 6.227.

64) Musielak/Voit/Stadler, a.a.O. (Fn. 27), Art. 30 EuGVVO Rdnr. 3.

すなわち、(1) 矛盾判決の危険が生ずる蓋然性がなくなった場合、(2) 第三国裁判所が手続を中止した場合、(3) 第三国での手続が適切な期間内に終結されなかった場合、および(4) 内国訴訟の続行が秩序だった司法の利益に照らして必要とされる場合である(ブリュッセル(I a)規則34条2項)。矛盾判決が生ずる蓋然性については、確信(33条1項b)が求められているのではなく、また、優越的蓋然性も必要ではない(keine überwiegende Wahrscheinlichkeit)とされる⁶⁵⁾。

他方、第三国の訴訟が、判決によって終結し、その判決がEU構成国で承認執行されうる場合には、内国訴訟は裁量に基づき終局的に終了となる。すなわち、構成国で提起された訴訟は不適法却下となりうる⁶⁶⁾。これは、第三国の訴訟が既判力で確定してはじめて、内国での法的紛争が包括的に判断されたか否かが明確になるからである⁶⁷⁾。

(4) ブリュッセル(I a)規則30条に関するドイツの判例

ドイツ連邦通常裁判所は、2019年にブリュッセル(I a)規則30条(異なる構成国での関連訴訟)について判断している。規則30条の解釈は34条(第三国が関係する関連訴訟)でも基本的に妥当することから、以下紹介する⁶⁸⁾。本件では、道路による国際的な貨物運送の契約に関するジュネーブ条約(国際道路物品運送条約:CMR条約)が⁶⁹⁾、訴訟係属の抗弁や関連訴訟について規定していたものの、手続の中止等に関する要件について定めていなかったことから、規則30条の適用が問題となった。連邦通常裁判所は、CMR条約はブリュッセル(I a)規則に優先するが、ブリュッセル(I a)規則の適用範囲内では同規則30条を適用できると判断した。

【連邦通常裁判所2019年月25日決定】⁷⁰⁾

65) Stein/Jonas/Thole, a.a.O.(Fn. 39), Art. 34 EuGVVO Rdnr. 6.

66) Vgl. Hess, a.a.O.(Fn. 34), Rdnr. 6.202.; Stein/Jonas/Thole, a.a.O.(Fn. 39), Art. 34 EuGVVO Rdnr. 7.

67) Hess, a.a.O.(Fn. 34), Rdnr. 6.202.

【事案】

オランダに本拠を有するロジスティックス企業（Z）が、ドイツに本拠を有する輸送会社（Y）に、オランダ企業の製品をフランクフルト・アム・マインに輸送することを委託したが、輸送途中で製品の一部が紛失した。そこでZ

68) 規則 34 条が問題となったイングランドの判例（[2018] EWHC 3308 (Ch.））がある。34 条は、中止の要件の一つとして外国判決の承認見込みを挙げているが、イングランドの裁判所がこれを肯定した事件である。原告であるウクライナの銀行は、同銀行が2016年12月に国有化される前の多数株主であった2名の被告（ウクライナ、キプロスおよびイスラエル国籍を有し、訴え提起時にはスイスに在住）、および複数の企業（非英国企業の完全子会社でイングランド＝ウェールズで登録された3社、および、ヴァージン諸島で設立された3社）を相手に約19億ドルの不正流用した金銭の返還請求訴訟をロンドンで提起した。2名の被告はスイスに在住していたことから、原告は、ルガノ条約6条1号に基づいて訴えを提起した（ブリュッセル（I a）規則とルガノ条約は並行条約の関係にある）。英国高等法院は、すでに26億ドル以上の国際的な資産凍結命令（world wide freezing order）を発令していた。被告である英国企業らは、ウクライナで提起されている名誉毀損をめぐる複数の並行訴訟に照らしてイングランド訴訟を中止すべきであると主張した。これらのウクライナでの名誉毀損訴訟は、ロンドンでの訴訟よりも早く提起されていた。

英国高等法院 Fancourt 裁判官は、ブリュッセル（I a）規則 34 条に基づき、内国訴訟を中止した。それによると、イングランド訴訟とウクライナ訴訟の目的は異なるが、双方の訴訟は同一の事実関係に関わるものであり、また、重要な事実経過はウクライナで生起していることから人証および書証はウクライナに所在していることを理由とした。また、同裁判官は、ウクライナ判決は英国で承認される見込みがあるとして、秩序だった司法の観点からも手続の中止が必要であるとした。

周知のように、イングランドでは、外国訴訟係属の問題をフォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理の枠組みで検討しており（Briggs, *Civil Jurisdiction and Judgments*, 424 (6th ed. 2015); Cheshire/North/Fawcett, *Private International Law*, 408 (15th ed. 2017); Dicey/Morris/Collins, *supra* note 58, § 12-50; McLachlan, *Lis Pendens in International Litigation*, 53 (2009).)、国際裁判管轄レベルでの調整を試みる点において、わが国における特別の事情（民事訴訟法3条の9）での処理を提唱する見解と近い。そして、本判決は、ブリュッセル（I a）規則 34 条の適用事例ではあるが、外国判決の承認見込みがイングランドの裁判所で問題となった点で、わが国の特別の事情説に対しても示唆するものがある。

69) 1956年5月19日ジュネーブで署名された道路による貨物の国際運送のための契約に関する条約（Übereinkommen vom 19. 5. 1956 über den Beförderungsvertrag im internationalen Straßengüterverkehr）。

70) BGH Beschl. v. 25. 7. 2019 NJW-RR 2020, 98.

の保険会社（X）はYを相手に、ドイツのクレーヴェ地方裁判所に、約25万ユーロの賠償および利息の支払を求める訴訟を提起した（訴状の提出は2017年7月28日、Yへの送達は2017年8月10日）。これに対して、Yは、2017年7月20日にオランダで、執行官による送達を通じてZらを相手に消極的確認訴訟を提起していると主張した（このオランダ訴訟では、Xは被告に含まれていなかった）。

クレーヴェ地方裁判所は、オランダで提起された訴訟を顧慮して訴訟を中止した。これに対して、Xは、中止決定に対して即時抗告を行った。ドイツでの抗告手続の間に、オランダの裁判所は、この消極的確認訴訟は訴えの利益を欠くとして、不適法却下の判決を下した。このオランダ裁判所の判断に対して、Yは控訴を提起したが、控訴審での判断はまだ下されていなかった。このような状況において、デュッセルドルフ高等裁判所は、原審がブリュッセル（I a）規則30条に従って、正当にオランダ訴訟が確定するまで中止したと判断し、原審の判断を維持した。すなわち、オランダ訴訟とドイツ訴訟の当事者は同一性を欠くので、本訴訟は、規則29条ではなく30条が問題となる。オランダ訴訟は、ドイツ訴訟よりもはやく提起（anhängig）され、また、終結していない。そして、両訴訟は、いずれも被告の責任の範囲が問題となっている、と。これに対して、Xが連邦通常裁判所に法律抗告を提起した。

【裁判所の判断】

原決定破棄、第1審差戻し。

連邦通常裁判所は、まず、本件では抗告裁判所が本件で問題となっている双方の訴訟が関連訴訟であることを理由に、ブリュッセル（I a）規則30条に基づく内国訴訟の中止を検討していることは正当であるとした。すなわち、ブリュッセル（I a）規則に優先するCMRは、関連訴訟を理由とする中止について規定を有していないことから、ブリュッセル（I a）規則の適用範囲内では、同規則の規定が適用されるとした。そして、抗告裁判所が、問題となっている双方の訴訟が関連性を有していること、すなわち、双方の訴訟の当事者は2016年9月15日のアップル社製品の輸送に直接的あるいは間接的に関係しているものであり、双方の訴訟は被告の責任の範囲を確定させるものであると判

断した点については、法的な問題を有するものではないとした。

しかし、連邦通常裁判所は、抗告裁判所が訴訟の中止を自ら（selbst）判断したことに誤りがあるとした。連邦通常裁判所は、抗告審手続及び法律抗告審手続においては、構成要件レベルで中止事由が存するか否か全範囲について審査されるが、抗告裁判所と法律抗告裁判所は、法的効果のレベルでは第1審裁判所の裁量権の行使を、法律に基づく裁量権の限界を遵守したのか否か、あるいは裁量権行使の過誤が存在したか否かのみ審査することが許されるとし、抗告裁判所は第1審の決定を取消して、差戻しをすべきであったとした。

そして、この裁量権の行使に際しては、ブリュッセル（I a）規則30条1項の目的に照らして、共同体内部における司法的活動の協調を実現することや、矛盾判決を回避することを出発点としなければならないとし、その際には、つぎの点が重要であるとした。すなわち、両訴訟の関連性の程度と矛盾判決が生じる度合い、両当事者の利益、訴訟経済の促進、手続の状況や期間、裁判所が有する事案や証拠との近接性、および前訴裁判所の管轄である⁷¹⁾。その上で、連邦通常裁判所は、抗告裁判所が原告の利益のみを重視したなどとして原決定を破棄し、第1審への差戻しを命じた。

（5）ブリュッセル（I a）規則における規律のまとめ

（i）規律対象

これまでの議論をまとめると、以下のようになる。ブリュッセル（I a）規則においては、国際訴訟競合の規律を、（1）異なる構成国裁判所で訴訟が係属した場合と、（2）第三国裁判所と構成国裁判所で訴訟が係属した場合に分け、かつ、それぞれについて①同一訴訟と②関連訴訟の場合に分けている。

規律の対象に関する①同一訴訟と②関連訴訟の概念区分は、ブリュッセル条約当時の判例の考えを踏襲している。すなわち、①に該当するのかが「同一当事者間における同一請求」といえるかどうかを（ブリュッセル（I a）規則

71) この基準は、BGH Urt. v. 19. 2. 2013 BGHZ 196, 180, 189を踏襲している。

29条1項、33条1項)、規則独自の観点から解釈を行う⁷²⁾。また、②に該当するの否かは、「分離された手続において矛盾する裁判が言い渡されるおそれを回避するために、手続間において共通の弁論及び裁判が必要とみなされる密接な関連性が存する」ことを基準とし(ブリュッセル(Ia)規則30条3項、34条1項(a))、やはり規則独自の立場から判断する⁷³⁾。規律対象となる訴訟に関する①②の概念区分は、(1)構成国間での国際訴訟競合および(2)第三国裁判所と構成国裁判所での国際訴訟競合の場合で異なるものではない。なぜならば、1968年ブリュッセル条約で当初から規定されていた(1)の内容を、第三国が関連する場面に拡張したからである。関連訴訟にいう「矛盾裁判」の概念は、外国判決不承認事由である「裁判の抵触」(内外判決の法律効果が排斥関係にあること)よりも広い概念である⁷⁴⁾。①が認められない場合には②が問題となるが、①の概念が広く解されているため⁷⁵⁾、①と②の境界は必ずしも明確ではない⁷⁶⁾。

(ii) 規律内容

規律の内容は、(1)異なる構成国裁判所で訴訟が係属した場合と、(2)第三国裁判所と構成国裁判所で訴訟が係属した場合で対応が異なる。第三国での訴訟が関係する(2)の場面は、ブリュッセル条約およびブリュッセル(I)規則では規定がなかったため、各国の対応が分かれるとして法的不安定性が指摘されていたところ⁷⁷⁾、2012年のブリュッセル(Ia)規則によって規定が新

72) EuGH Urt. v. 8. 12. 1987 NJW 1989, 665 (Gubisch/Palumbo).

73) EuGH Urt. v. 6. 12. 1994 EuZW 1995, 309, 312 (Tatry/Maciej Rataj).

74) EuGH Urt. v. 6. 12. 1994 EuZW 1995, 309, 312 f. (Tatry/Maciej Rataj).

75) Stein/Jonas/Thole, a.a.O. (Fn. 39), Art. 29 EuGVVO Rdnr. 24 und Art. 30 Rdnr. 1.

76) Münchener Kommentar/Gottwald, a.a.O. (Fn. 19), Art. 30 Brüssel I a-VO Rdnr. 1. なお、関連訴訟(30条)の概念を多義的にとらえる解釈の可能性につき、Magnus/Mankowski/Fentiman, supra note 33, Art. 30 note 13.

77) Vgl. Magnus/Mankowski/Fentimann, supra note 33, Art. 34 note 2; Rauscher/Leible, a.a.O. (Fn. 27), Art. 33 Brüssel Ia-VO Rdnr. 1.

設された。

まず、(1)の場合、後訴裁判所は、手続の中止を行うことで対応するが、①同一訴訟と②関連訴訟で若干異なる。①の場合、後訴裁判所は、前訴裁判所の管轄が確定するまで職権で手続を中止するものとし（ブリュッセル（Ia）規則29条1項）、また、前訴裁判所の管轄が確定した場合には無管轄を宣言するものとされる（同条3項）。②の場合は、後訴裁判所は、手続の中止につき裁量が認められ（discretionary; Ermessen）、この点が①と異なる。すなわち、後訴裁判所は、手続を中止することができるとされ（ブリュッセル（Ia）規則30条1項）、また、前訴が第1審に係属している場合に、前訴裁判所が関連手続について管轄を有し、かつ、前訴法廷地法が併合を認めるときは、当事者の申立てにより無管轄を宣言することができるとされる（同条2項）。

つぎに、(2)の場合については、①同一訴訟と②関連訴訟のいずれの場面においても、基本的に手続の中止等について裁量が認められている。①の場面では、後訴裁判所は、第三国での前訴裁判所が下す判決の承認・執行が期待され⁷⁸⁾、かつ、秩序だった司法の観点から手続の中止が必要であると確信する場合に、手続を中止することができるとされる（ブリュッセル（Ia）規則33条1項）。他方、第三国での手続が、中止等なされた場合、適切な期間内に終結する蓋然性がない場合、または秩序だった司法の観点から内国訴訟の続行が必要な場合には、内国訴訟を続行することができるとされる（同条2項）。②の場面では、手続の中止を行うためには、①の場面で認められた事由に加えて、さらに、矛盾裁判を回避するために弁論および裁判を共通して行う必要性が求められる（累積的な要件）（ブリュッセル（Ia）規則34条1項）。他方、手続の続行が認められるためには、①の場面で認められた事由に加えて、さらに、矛盾裁判が生じないとの蓋然性があるときにも認められる（選択的な要件）（同条2項）。

78) この点は、各構成国の法によって判断される。ドイツでは積極的な承認予測（positive Anerkennungsprognose）が求められると説かれる。Vgl. Nagel/Gottwald, a.a.O. (Fn. 46), Rdnr. 6.223; Rauscher/Leible, a.a.O. (Fn. 27), Art. 34 Brüssel 1a-VO Rdnr. 4.

手続を中止するか否かを判断するに際して、ドイツ連邦通常裁判所は、つぎの点を判断要素として掲げた⁷⁹⁾。すなわち、両訴訟の関連性の程度と矛盾判決が生じる度合い、両当事者の利益、訴訟経済の促進、双方の手続の状況や期間、前訴裁判所の事案や証拠との近接性、前訴裁判所の管轄である。

4 日本法への示唆

(1) 規律の対象と規制方法

ブリュッセル（I a）規則は、異なる構成国間の同一訴訟については、前訴裁判所の管轄が確定するまで、後訴裁判所の手続中止を義務的に定めている。また、異なる構成国間での関連訴訟、および、第三国裁判所が関係する同一訴訟と関連訴訟については、事件のすべての事情を考慮の上で裁量的に手続の中止・続行の判断を行うことができるとしている。とくに、第三国での同一訴訟と関連訴訟の中止・続行の判断については、要件を比較的詳細に規定している。ブリュッセル（I a）規則が、このような区別を行っている前提として、構成国での判決承認システムに対する信頼があり、その信頼が機能する類型とそうではない類型とに分けて規律に相違を設けていると考えられる。そのため、判決承認システムが十分に機能することから後訴を維持する必要性が低い構成国間での同一訴訟については規制を厳格にし（義務的の中止）、他方で、その他の場合（構成国間での関連訴訟、第三国が関係する同一訴訟・関連訴訟）には、裁判所の裁量のもとで、一定の要件を満たした場合に手続を中止することができるとしている（裁量的の中止）。また、規制方法は義務的か裁量的かに違いがあるものの、手続の中止である。この手続の中止という規制方法は、内国における裁判を受ける権利を確保（留保）するためのものと評価することができる⁸⁰⁾。

まず、規律対象となる紛争についてであるが、これまでの日本における国際訴訟競合の議論は、主に同一訴訟を念頭において展開されたものであった⁸¹⁾。

79) BGH Urt. v. 19. 2.2013, BGHZ 196, 180, 189; BGH Beschl. v. 25. 7.2019 NJW-RR 2020, 98, 102.

しかし、国内民事事件における重複訴訟の議論が事件類型の多様性に応じて深化しつつある現在、涉外民事事件についても紛争の多様性に応じて国際的な矛盾判決の回避の必要性を正面からとらえて規律する方法を模索する意義は十分にありといえよう。その際には、従来からわが国で議論の蓄積のある同一訴訟の類型に加えて、国際的な関連訴訟という類型区分を新たに設けて検討することは有用といえる（もちろん、この区分をさらに類型化して検討することはありうる⁸²⁾）。このような2つの類型を肯定した場合、同一訴訟・関連訴訟をどのようにして区別するのが問われる。ブリュッセル（I a）規則は、EUにおける規則という性質から、同一訴訟・関連訴訟の双方につき規則独自の解釈を行うことを選択したが、日本法の解釈としてどのように解すべきであろうか。日本は、現在のところ、関係する国際的な規律に服していない。そのため、国際訴訟競合の問題は、内国司法権の制限に関わる問題であることから、手続は法廷地法によるの原則のもと、日本法の立場から決めることになる。もっとも、同一訴訟については、前訴当事者が訴訟を選択したことの利益保護にとまらざる予測可能性を尊重して、前訴法廷地法を考慮して同一性を判断すべきではないかと考える⁸³⁾。その限りで、日本法の適用は後退することになる。そして、同一性が認められない場合には、関連訴訟による規律が検討されることになる。関連性が認められるのか否かは、日本法をもとに判断することになるが、その際、ブリュッセル（I a）規則における議論と同様に、判決効の矛盾抵触は判断基準とはならないと解する。判決効の矛盾抵触を基準とすると、同一訴訟の場合と異ならなくなり、関連訴訟を独自の類型として認める意義がなくなるからである。むしろ、内外訴訟の判決効の矛盾抵触よりも広く、前訴判決の理由

80) Vgl. Münchener Kommentar/Gottwald, a.a.O. (Fn. 19), Art. 29 Brüssel I a-VO Rdnr. 24; Rauscher/Leible, a.a.O. (Fn. 27), Art. 29 Brüssel I a-VO Rdnr. 38. この点は、同一訴訟はもとより、関連訴訟においてより一層重要な問題となる。ブリュッセル（I）規則改正のために作成された、ハイデルベルク・レポートは同規則 28 条（関連訴訟）との関係でこの点を指摘する。See Weller, in: Hess/Pfeiffer/Schlosser, The Brussels I -Regulation (EC) No 44/2001, at 118 (2008).

81) 後・前掲注 5) を参照。

中の判断が後訴裁判所の判断を下す前提となる場合に、内外裁判所の判断の矛盾抵触を回避するための規律が望まれる。その点からは、ブリュッセル（I a）規則 34 条 1 項（a）の規定は参考になるとと思われる。

つぎに、内国訴訟の規律方法について、日本法上は、内国後訴の却下が一般的であったと考えられる⁸⁴⁾。他方、内国訴訟を維持する必要性があるとの観点から、中止制度の利用も考えられるところ、旧旧民事訴訟法（明治 23 年民事

82) 同一訴訟における試みとしては、内外訴訟における当事者の立場による区別（原・被告同一型と原被告間逆転型による区別）がある。斎藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法（5）〔第 2 版〕』（第一法規出版・1991 年）466 頁〔山本和彦〕。なお、ドイツにおいても、国際訴訟競合におけるドイツ固有法の解釈として、当事者の同一性を検討要素として考慮する立場がある。Vgl. Stein/Jonas/Roth, ZPO, 23. Aufl. 2016, § 261 Rdnr. 66.

なお、内国後訴を維持する必要性をめぐる、同一訴訟と関連訴訟の相違について述べておきたい。ブリュッセル（I a）規則は、第三国で訴訟係属が生じた場合における、同一訴訟（33 条）と関連訴訟（34 条）の規律に条文上は大きな相違を設けていない。すなわち、関連訴訟の場合には、適用要件の一つとして関連訴訟の定義規定（矛盾概念）が定められているが（34 条 1 項（a））、その他の中止要件は、同一訴訟（34 条）の場合と異ならない。これは、ブリュッセル（I a）規則上の判決承認ルールが妥当しない局面という枠組みで、双方の類型を整理していることによるものと考えられる。しかし、両者を同列に扱うことは適切ではないと考える。同一訴訟の場合は、外国訴訟と内国訴訟の審判対象は同一であると評価されるため、内国後訴の提起を許容する必要性は相対的に低くなる。これに対して、関連訴訟の場合は、そもそも双方の訴訟の審判対象は異なるため、内国後訴が対象とする紛争について内国裁判所による審判を受ける必要性（内国後訴を維持する必要性）は同一訴訟の場合と比べて高くなるからである。そして、このような考えは、同規則も前提にしていると考えられる。すなわち、同規則上は、異なる構成国での同一訴訟では義務的な手続中止（29 条）を、また関連訴訟では裁量的な手続の中止（30 条）を定め、手続の中止に差を設けている。たしかに、第三国が関係する訴訟における両者の相違は条文の規定では明示されていないが、「秩序ある司法」（同一訴訟に関する 33 条 1 項（b）、2 項（c）、関連訴訟に関する 34 条 1 項（c）、2 項（d））を判断する具体的な要素の解釈に際して、双方の相違が反映されるのではないかと考えられる。

83) 芳賀・前掲注 13) 105 頁。ドイツでは、Leipold がこの立場に属すると考えられる。Leipold, Internationale Rechtshängigkeit, Streitgegenstand und Rechtsschutzinteresse, in: GS. Arens, 1993, S. 227, 248. ヨーロッパ司法裁判所が核心理論を採用する判決を下す以前は、ドイツでは、前訴法廷地法と後訴法廷地法の累積的適用が学説・判例で有力に説かれていた。この点につき、Münchener Kommentar/Gottwald, a.a.O. (Fn. 19), Art. 29 Brüssel I a-VO Rdnr. 10.

訴訟法）121条は手続の中止を定めていたが⁸⁵⁾、この規定は削除されている⁸⁶⁾。そのため、民事訴訟法の規定上、中止の制度を利用することが困難である。この点について、有力説によって、裁判所が期日指定を事実上行わない方法（期日は追って指定）が説かれている⁸⁷⁾。この見解は、期日指定をせずに事実上延期をすることに不服のある当事者は、期日指定の申立てを行い、その申立てに却下決定が下された場合には抗告を行うことで手続保障上は問題ないとされる。他方、ブリュッセル（I a）規則では、同一訴訟・関連訴訟のいずれについても規制方法は手続の中止であり、外国裁判所の管轄が肯定された場合に内国後訴の却下を下すことになる。これは、内国後訴を却下した後で、先行する外国での訴訟が国際裁判管轄を有しないなどといった理由で却下された場合に生じる、国際的な司法拒否を防ぐことにある。この観点は、わが国でも看過すべきでなく、内国後訴をいきなり却下するという、わが国で説かれている規律方法は、裁判を受ける権利の確保の点からは好ましいものとはいえず、解釈論としては有力説の説く見解が支持されよう。とくに関連訴訟の場合には、内国での裁判を受ける権利の確保が一層強く求められることから、事実上の延期（期日は追って指定）という扱いが望まれる。もっとも、同一訴訟・関連訴訟という類型を立て、それぞれの類型に応じた規律方法を別個に立てるという本稿の視点からは、手続の中止を立法化し、類型に応じた要件等を明確化することが望ましい⁸⁸⁾。

84) 参照、澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第8版〕』（有斐閣・2018年）354頁、嶋拓哉＝高杉直編『国際民事手続法』（勁草書房・2022年）112頁など。

85) 明治23年民事訴訟法（明治23年法律第29号）

【第121条】裁判所ハ訴訟ノ全部又ハ一分ノ裁判カ他ノ繫属スル訴訟ニ於テ定マル可キ権利関係ノ成立又ハ不成立ニ繫ルトキハ他ノ訴訟ノ完結ニ至ルマテ辯論ヲ中止ス可シ

86) 有力説は、立法論として、国内事件での重複訴訟について後訴の手続を中止する規定を設けるべきであるとする。新堂幸司『新民事訴訟法〔第6版〕』（弘文堂・2019年）227頁。

87) 斎藤秀夫ほか編・前掲注82) 467頁〔山本和彦〕。

(2) 規制方法を検討する際の考慮要素としての外国判決の承認予測可能性

ブリュッセル（I a）規則における内国後訴（同一訴訟・関連訴訟）の規制に際しての考慮要素からの示唆を検討してみたい。まず、同規則は、異なる構成国間での同一訴訟・関連訴訟の場合、内国訴訟を中止するに際して「外国判決の承認の見込み」という要素を求めているのに対して、第三国が関係する同一訴訟・関連訴訟の場合には、この要素を手続中止の際の適用要件の一つにしている（同規則 33 条 1 項（a）、34 条 1 項（b））。前述のように、構成国間相互の場合にはブリュッセル（I a）規則における判決の相互承認システムが機能するのに対して、第三国との関係ではその機能が働かない。そのため、第三国が関係する同一訴訟・関連訴訟については、前訴外国訴訟が下す判決の承認執行の可能性（見込み）が必要とされたと考えられる（この判断は、各構成国の国内法によって判断される）。この、外国判決の将来的な承認可能性の要素は、国際訴訟競合についての日本の議論においても、もちろん妥当するものと考えられるが、従来の日本での議論はやや異なった形で展開してきたように思われる。すなわち、わが国では、かつて承認予測説が有力説によって説かれていたが、この見解に対しては、とくに承認予測の事前判断ができないのではないかと（とくに手続的公序については外国判決が終了していない段階では、内国裁判所で判断がつかないのではないかと）、という批判がなされていた。現在は、特別の事情（民事訴訟法 3 条の 9）において、わが国の国際裁判管轄を否定する要素の一つとして外国訴訟係属を位置付ける見解が、学説および判例における有力な立場であると考えられる。しかし、特別の事情を検討するに際しても、外国判決が将来的に承認されるのか否かは、やはり重要な考慮要素たりうる⁸⁹⁾。規則の規定は、そのことを再認識させるといえる。また、承認予測説に対する先述の

88) 中止の立法化については、参照、石黒一憲「外国における訴訟係属の国内的効果」澤木敬郎＝青山善充編『国際民事訴訟法の理論』（有斐閣・1987年）346頁、小林秀之＝村上正子『新版・国際民事訴訟法』（弘文堂・2020年）180頁。

89) 比較衡量説との関係でこのような指摘があることにつき、小林＝村上・前掲注 88) 183頁。特別の事情（3条の9）の判断においても同様に問題となりえよう。

批判は、ドイツでも、ブリュッセル条約の当時から、同条約が適用されずに国内訴訟法が適用される場面において有力説によって厳しく指摘されていた⁹⁰⁾。それにもかかわらず、ドイツの通説・判例が承認予測説を維持していたのは⁹¹⁾、日本と異なりドイツでは民事訴訟法に手続の中止制度があり、この制度が国際訴訟競合においても用いられていたことによるものと考えられる。したがって、本稿で検討したブリュッセル規則改正での議論からは、国際的訴訟競合を規制するためには、いずれの見解によっても外国判決の将来的な予測が問題となるため（ただし、無制説には妥当しない）、その判断基準を用意する必要があること、また、判決承認の将来的な予測が外れた場合のためには内国手続を維持する手段が必要であることが示唆される。

(3) 裁量判断と考慮要素

ブリュッセル（I a）規則は、第三国で訴訟係属が生じた場合に構成国裁判所に同一訴訟・関連訴訟が提起されたときに、内国手続を中止することができるとし、裁量的中止を定めている（33条1項、34条1項）。これは、第三国が関係する訴訟の場合、判決の相互承認機能が果たされないことから（異なる構成国で同一訴訟が提起された場合につき、29条1項は義務的中止を定める）、構成国裁判所に、事案に応じた判断を認めたものと解される。手続の中止を義務的とするか裁量的なものとするのかについて、判決承認システムと結びつけた区分は、かりに将来、日本法が国際的訴訟競合について中止規定を設ける場合に、参考になる視点であると考えられる（たとえば、日本がハーグ判決承認条約加盟国と

90) Schützeは、承認予測説に対してかなり厳しい批判を述べ、承認予測は不可能（unmöglich）であるとする。Schütze, Internationales Zivilprozessrecht, 1980, S. XXXIX. 石黒一憲『現代国際私法（上）』（東京大学出版会・1986年）634頁も参照。

91) Geimer, Internationales Zivilprozessrecht, 8.Aufl.2020, Rdnr. 2688 ff.; Linke/Hau, Internationales Zivilverfahrensrecht, 8.Aufl.2021, Rdnr. 7.27; Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 8. Aufl.2021, Rdnr. 896. 判例は、ライヒ裁判所の当時から、この立場を支持する。RG Ur. v. 13. 4. 1901, RGZ 49, 340; BGH Ur. v. 10. 10. 1985, NJW 1986, 2195; BGH Ur. v. 24. 10. 2000, NJW 2001, 524, 525（確定判例と述べる）。

なった場合など)。わが国においては、かりに手続を中止する規定を設けたとしても、現在の外国判決承認システムからすると裁量規定とすることとなろう⁹²⁾。

手続の中止制度を設けるとした場合、いかなる要素を考慮すべきであろうか。ブリュッセル（I a）規則の裁量判断は、個別事件のすべての事情を考慮すると解されているが⁹³⁾、同規則は、第三国訴訟との関係について内国訴訟を中止するための要素の一つに「秩序ある司法のため（necessary for the proper administration of justice; im Interesse einer geordneten Rechtspflege）」に中止が必要とされることを掲げている（同規則 33 条 1 項 (b)、34 条 1 項 (c)）。この「秩序ある司法」の要件は、内国手続を続行する場合にも求められている（33 条 2 項 (c)、34 条 2 項 (d)）。同規則の前文に相当する箇所では⁹⁴⁾、その内容として、①訴訟物や当事者が第三国と有する関係性の強さ、②第三国での訴訟の進捗状況、③第三国裁判所が適切な期間内に裁判を言い渡すことの可能性といった事情が挙げられている。また、ドイツ連邦通常裁判所判決は⁹⁵⁾、(a) 両訴訟の関連性の程度と矛盾判決が生じる度合い、(b) 両当事者の利益、(c) 訴訟経済の促進、(d) 双方の手続の状況や期間、(e) 裁判所の事案や証拠との近接性、(f) 外国裁判所が管轄を有することを宣言したか、といった要素を挙げている。ブリュッセル（I a）規則が掲げた考慮要素は、排他的とは解されないし、また、同規則の考慮事由の解釈に幅を持たせた場合には、連邦通常裁判所の考慮事由の多くは包含されるといえる。そのことを前提とした上で、連邦通常裁判所が取り上げた要素と、規則の掲げる要素の対比を試みたい。まず、(a) 訴訟相互の関連性と矛盾判決の点は、規則の考慮事由では明示的には掲げられていない。しかし、規則 33 条は同一訴訟における、そして、同 34 条は関連訴訟における判決の矛盾抵触を回避する制度である。いずれの規定も、程度の差はある

92) 手続裁量論あるいは手続運営論については、加藤新太郎『手続裁量論』（弘文堂・1996年）、三木・前掲注 2）95 頁などを参照。

93) Rauscher/Leible, a.a.O. (Fn. 27), Art. 33 Brüssel I a-VO Rdnr. 10.

94) ブリュッセル（I a）規則検討理由 24。専属管轄の問題もあるが本稿では扱わない。

95) Vgl. Prütting/Gehrlein/Pfeiffer, ZPO, 14. Aufl. 2022, Art. 30 Brüssel I a-VO Rdnr. 1; BGH Urt. v. 19. 2. 2013, BGHZ 196, 180, 189; BGH Beschl. v. 25. 7. 2019 NJW-RR 2020, 98, 102.

ものの判決の矛盾抵触を回避する点で共通しており、この点は考慮要素として当然に含まれるものである。つぎに、(b) 両当事者の利益についてであるが、連邦通常裁判所判決は当事者利益の点を明示的に掲げているのに対して、規則では正面からは取り上げられていない。規則が掲げる①②③のいずれにも該当しないように思われる。したがって、たとえば、内国での手続を認めず、そのため外国での訴訟手続の追行を要求することが当事者に及ぼす影響は、規則では考慮外と解されよう。(c) 訴訟経済の促進は、規則では明示的には掲げられていない。この内容としては、内外訴訟のいずれが迅速に事件を解決するかといった事情が考えられよう。規則②③の要素を広く解することができるのであれば、それに含ませることもできると考えられる。(d) 両手続の状況は規則②の要素と同じであると評価できよう。(e) 事案や証拠と前訴法廷地の密接関連性は、規則の考慮要素①に該当しよう。(f) 外国裁判所の管轄の有無は、たとえば、中間確認の訴えで国際裁判管轄を肯定した場合が考えられようか。この事由は規則の考慮事由には直接は該当しないと考えられるが②と関連するともいえよう。他方、規則での③の要素は連邦通常裁判所判決では明示されていない。この③の事由は、日本法の立場からは、いわゆるイタリアの Torpedo 訴訟のような場合を念頭に置くことができよう。なお、この点は、規則 33 条 2 項 (b) および同 34 条 2 項 (c) において、同一訴訟・関連訴訟である内国後訴を続行する際の要件（「第三国の裁判所に係属している手続が適切な期間内に終結する蓋然性」の有無）として掲げられている⁹⁶⁾。

これらの要素は、いずれも重要な視点を提供していると考えられる。ブリュッセル（I a）規則、連邦通常裁判所判決から中止判断の際に考慮すべき示唆される点を挙げてみたい。まず、双方の異なる点として当事者利益の観点と考えられる。この点は、規則では明示的には掲げられていなかった点である。内国手続を中止して外国での手続追行を求めることが、とくに資力の乏しい当事者に酷な結果をもたらすか否かという観点からは重要な問題といえる。この

96) Vgl. Rauscher/Leible, a.a.O. (Fn. 27), Art. 33 Brüssel Ia-VO Rdnr. 20 (中止要件と鏡像的關係にある)。

ことは、内国における裁判利用の可否、場合によっては国際的司法拒否の問題としてとらえることもできる重要な問題である。つぎに、訴訟運営の観点が考えられる。この問題には、前訴法廷地での証拠の集中の度合い（司法共助の利用可否も含まれる）、手続の進捗状況、とくに前訴裁判所が判決言渡しにまで要する時間、外国判決が承認される見込みといった要素が含まれる。さらに、判決矛盾抵触の程度による規制の区別が考えられる。同一訴訟の場合には、判決効が相互に排斥する場合となるであろうし、関連訴訟においてはそれよりも判決効の相互排斥に至らない場合でも規制する場がある。これらの要素と、民事訴訟法3条の9が適用される際の考慮事由との比較検討は、別の機会に行いたい。

5 むすびにかえて

本稿は、従来の日本における国際訴訟競合の議論が、主として同一訴訟を念頭において展開されてきたことから、紛争の多様性を考慮して、関連訴訟にまでひろげて検討する必要があるのではないかと考えた。そこで、1968年ブリュッセル条約から2012年ブリュッセル（I a）規則にいたるまでのEUでの議論の展開を紹介し、そこでの国際的な同一訴訟・関連訴訟の競合に関する中止制度による規制方法を通じて、同規則がどのような視点の下で規律をしているのかを検討したものである。

したがって、本稿は国際訴訟競合の規律方法を直接論じたものではない（この点は別稿で論じたい）。しかし、つぎの点を指摘することは許されよう。まず、国際訴訟競合の議論において、国際的な司法拒絶を回避するためには、内国訴訟を維持するための装置（手続の中止制度）は必要不可欠であり、この点を度外視して国際訴訟競合の議論を行うことは困難である。また、国際訴訟競合の規律につきいずれの立場を採用したとしても（ただし、無制限説は除かれる）、外国判決の承認予測という視点は重要な要素となりうることである⁹⁷⁾。

97) 脱稿後、後友香「国際訴訟競合における事件の同一性」国際私法年報24号（2022年）143頁に接した。